

事件番号 令和4年(ワ)第862号 損害賠償請求事件

原告 藤井 将登 外1名

被告 作田 學 外3名

## 答 弁 書

令和4年5月10日

横浜地方裁判所民事第8民事部 御 中

〒106-0047 東京都港区南麻布5丁目2番32号

興和広尾ビル2階

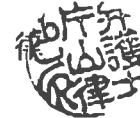
Wealth Management 法律事務所 (送達場所)

電 話 03-5421-7753

FAX 03-5421-7754

被告作田學 訴訟代理人

弁護士 片 山



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 「第2 請求の原因」に対する認否

1 1について

(1) (1)について

原告らが「すすき野第二団地」に居住している事実、被告Aらが原告らに対して別件訴訟を提起し、東京高等裁判所において控訴棄却の判決が

出たことは認め、その余は否認ないし争う。

(2) (2) について

ア 第1段落記載の事実は認める。

イ 第2段落記載の事実のうち、被告作田が、医師として、複数の意見書等の書面を作成した事実は認め、その余は否認ないし争う。

(3) (3) について

ア 第1段落、第2段落記載の事実及び第4段落記載の事実は概ね認める。

イ 第3段落記載の事実のうち、日本禁煙学会が同学会ホームページに甲2号証を掲載している事実は認める。

2 2について

(1) (1) について

ア ア記載の事実は不知。

イ イ記載の事実のうち、平成29年12日に被告 A妻 が日赤病院神経内科を受診した事実、その1週間後に被告 A 夫妻が同病院神経内科を受診した事実、被告作田が同病院に勤務していた事実、被告作田が甲7号証、甲8号証及び甲9号証の各診断書を作成した事実は認め、その余は否認ないし不知。

ウ ウ記載の事実のうち、

i 第1段落記載の事実のうち、医師法20条の規定内容自体、別件訴訟第1審判決については判決記載内容の限度で認め、その余は否認ないしは争う。

ii 第2段落記載の事実のうち、日赤医療センターが被告 A娘 の診察について保険請求をしている事実、後に、同センターからのレセプトが横浜市から返戻されている事実は認める。

エ エ記載の事実は不知。

オ オ記載の事実は不知。

(2) (2) について

別件訴訟の第1審の経緯については、各書証記載の限度で認め、その余は不知、被告作田に係るその余の事実については否認ないし争う。

なお、甲10号証の本件診断書②は、本件診断書①作成時の訂正前の被告作田の手控えであって、新たに作成したものではない。

(3) (3) について

別件訴訟の控訴審の経緯については、各書証記載の限度で認め、その余は不知。

3 3 について

認否の限りでない。

但し、被告Aらの訴訟提起及び控訴の提起行為は、被告Aらに認められている権利行使であって、不法行為を構成するものではない。

4 4 について

(1) 第1段落記載の事実を否認ないし争う。

(2) 第2段落記載の事実のうち、原告らが刑事告発した虚偽診断書行使罪について横浜地方検察庁に書類送検されている事実は認め、その余は否認ないし争う。

なお、同告発自体が、虚偽告訴等罪を構成する可能性もあるため、被告作田においては、同罪についての告訴も検討している。

(3) 第3段落記載の事実のうち、本件診断書の記載内容については各書証記載の限度で認め、その余は否認ないし争う。

5 5 について

(1) (1) について

認否の限りでない。

但し、被告 A らの訴訟提起及び控訴の提起行為は、被告 A らに認められている権利行使であって、不法行為を構成するものではない。

(2) (2) について

被告作田が甲 2 2 号証乃至甲 2 6 号証の書面を作成した事実は認め、その余は否認ないし争う。

6 6 について

否認ないし争う。

7 7 について

否認ないし争う。

8 8 について

争う。

### 第 3 期日調整の上申

本件事件の第 1 回期日は、被告作田訴訟代理人は差し支えのため出頭できませんので、第 2 回期日の日時の調整をして下さるよう上申します。

以上